

#### 公布された条例のあらまし

佐賀県情報公開条例及び佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 独立行政法人通則法の改正に伴い、引用条項等を改めることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

佐賀県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 行政指導をする際に、許認可等をする権限等を行行使し得る旨を示すときは、相手方に対して、その根拠となる法令の条項等を示さなければならないこととした。（第34条関係）
- 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。以下同じ。）の相手方は、当該行政指導が法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、申出書を提出して当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができ、申出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととした。（第35条の2関係）
- 3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、権限を有する行政庁等に対し、申出書を提出して当該処分又は行政指導をするを求めることができ、申出を受けた行政庁等は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないこととした。（第35条の3関係）
- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- 5 佐賀県企業立地の促進に関する条例ほか7条例について、所要の改正を行うこととした。

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる事務を行わせることとした。（第2条関係）
- 2 審査会に、臨時委員及び部会を置くことができることとし、必要な事項について定めることとした。（第5条～第7条、第12条及び第16条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（条例第4号）

- 1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第4項及び第5項の規定に基づき、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例については、教育委員会事務局の職員の例によることとした。（第2条関係）
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に任命された教育長について適用することとした。

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 警察職員のうち警察官の定数を1,702人に増員し、警察官の階級別定員を改正することとした。（第2条及び別表関係）

- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。  
佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例及び佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 6 号）
- 1 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正関係
  - (1) 教育長が特別職となったことに伴い、条例の題名を佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例に改めることとした。（題名関係）
  - (2) 特別職の職員に教育長を追加することとした（第 1 条関係）
  - (3) 教育長の勤務条件の規定を削除することとした。（第 9 条関係）
  - (4) その他所要の改正を行うこととした。
- 2 佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部改正関係  
教育長が特別職となったことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第 1 条及び第 3 条関係）
- 3 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。
- 5 佐賀県知事等の給与の特例に関する条例を廃止することとした。  
佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 7 号）
- 1 国家公務員退職手当法の改正に伴い、佐賀県職員についてもこれに準じて第 1 号区分から第 7 号区分までの調整月額を改定することとした。（第 6 条の 4 関係）
- 2 第 7 号区分について、勤続期間が 24 年以下の退職者に対しても調整額を支給することとした。（第 6 条の 4 関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第 8 号）
- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長が教育委員会の委員でなくなったこと等に伴い、佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例ほか 2 条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。  
佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）
- 1 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和 57 年法律第 1 号）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査の申請に対する審査に係る手数料の額を改定することとした。（別表第 1 関係）
- 3 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）
- 4 土壌汚染対策法の改正に伴い、指定調査機関の指定の申請及び指定の更新の申請に対する審査に係る事務の手数料の額を定めることとし

た。(別表第1関係)

- 5 宅地建物取引業法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第1関係)
- 6 宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査に係る事務の手数料の額を定めることとした。(別表第1関係)
- 7 長期優良住宅建築等計画が住宅性能評価計画である場合の長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び変更の認定の申請に対する審査に係る事務の手数料の額を定めることとした。(別表第1関係)
- 8 道路交通法の規定に基づく大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の実施等に係る手数料の額を改定することとした。(別表第1関係)
- 9 道路交通法の改正に伴い、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の実施に係る手数料の額を定めることとした。(別表第1関係)
- 10 その他所要の改正を行うこととした。
- 11 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、9については平成27年6月1日から、10の一部については公布の日から施行することとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 がん登録に登録されたがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用することができることとした。(別表第2関係)
- 2 住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日又は同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴い、所要の改正を行うこととした。(第19条関係)
- 2 この条例は、少年院法の施行の日から施行することとした。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 県立学校職員の定数を3,266人に減員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を5,621人に増員することとした。(第3条関係)
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

世界・焔の博覧会記念基金条例を廃止する条例(条例第13号)

- 1 世界・焔の博覧会記念基金条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）

- 1 食品表示法の制定に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 13 条、第 20 条及び第 23 条関係）
- 2 この条例は、食品表示法の施行の日から施行することとした。

佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）

- 1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 7 条関係）
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）

- 1 佐賀県風に見える丘公園及び佐賀県花と冒険の島の施設を唐津市へ譲渡することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 佐賀県波戸岬海浜公園のテニスコートを廃止することとした。（第 3 条関係）
- 3 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）

- 1 佐賀県介護保険財政安定化基金の拠出率を改めることとした。（第 2 条関係）
- 2 平成 27 年度から平成 29 年度までの間に限り、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第 12 条第 1 項第 1 号に規定する条例で定める割合を零とすることとした。（附則第 4 項関係）
- 3 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県介護保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）

- 1 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の設備についての基準を見直すこととした。（第 6 条及び第 11 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 については、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）

- 1 工鉦業の材料試験に係る手数料の額を改定することとした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県東部工業用水道使用料条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）

- 1 条例の題名を佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 知事は、工業用水を新たに使用しようとする者が暴力団等に該当する場合には、給水を拒むことができることとした。（第 3 条関係）
- 3 知事は、使用者が暴力団等に該当するに至ったときは、工業用水の使用の決定を取り消すことができることとした。（第 3 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行することとした。

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例等の一部を改正する条例（条例第 21 号）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴い、佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例ほか 2 条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、平成 27 年 5 月 29 日から施行することとした。  
国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）
  - 1 国営かんがい排水事業筑後川下流白石平野一期地区及び国営かんがい排水事業筑後川下流白石平野二期地区に係る県が徴収する負担金について、徴収率、支払期間及び利率を定めることとした。（別表関係）
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。  
建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）
    - 1 建築基準法が改正され、構造計算適合性判定制度が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 28 条及び別表関係）
    - 2 この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行することとした。  
佐賀県宅地建物取引業審議会条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）
      - 1 宅地建物取引業法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
      - 2 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。  
佐賀県営住宅条例等の一部を改正する条例（条例第 25 号）
        - 1 佐賀県住宅供給公社が解散し、清算が終了することに伴い、佐賀県営住宅条例ほか 2 条例について所要の改正を行うこととした。
        - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
        - 3 所要の経過措置を定めることとした。